

平成 26 年 9 月 22 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目 1 番 1 号
株式会社 仙 台 銀 行

「給与振込専用定期預金」・「相続専用定期預金」の取扱開始について

株式会社仙台銀行（本店 仙台市 頭取 鈴木 隆）は、「給与振込専用定期預金」・「相続専用定期預金」を、平成 26 年 9 月 24 日（水）より取扱開始いたしますのでお知らせいたします。

「給与振込専用定期預金」は、当行で給与をお受取りいただいているお客さまに、金利を上乗せするものです。

また、「相続専用定期預金」は、相続によりお受取りになられたご資金をお預け入れいただいたお客さまに、お預け入れ期間に応じて、金利を上乗せするものです。

記

1. 「給与振込専用定期預金」について

項 目	内 容
お 預 け 入 れ い た だ け る 方	・ 当行に給与振込を指定している個人のお客さま （※通帳の摘要欄に「給与」と表示されている振込があることが条件となります）
期 間	・ 1 年
預 入 金 額	・ 10 万円以上 1,000 万円まで
適 用 金 利	・ 預入時の店頭に表示するスーパー定期預金（期間 1 年）の利率 ＋年 0.2%を初回満期日まで適用します
そ の 他	・ 店頭窓口でのみお預け入れいただけます ・ 給与の受取指定口座は、総合口座通帳とさせていただきます ・ お預け入れは、給与振込を指定している総合口座通帳の自動継続式定期預金となります ・ 通帳の摘要欄に「給与」と表示されている振込があることが条件となります

2. 「相続専用定期預金」について

項目	内容												
お預け入れいただける方	・金融機関（当行以外の金融機関も含む）で相続手続完了後、1年以内に相続により取得した資金でお預け入れいただける個人のお客さま												
期間	・3ヵ月／6ヵ月／1年／2年／3年												
預入金額	・スーパー定期預金 100万円以上 ・大口定期預金 1,000万円以上 ※相続で取得した金額が預入金額の上限となります												
適用金利	<p>・預入時の店頭表示の利率＋当行所定の下記優遇利率を初回満期日まで適用します</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>優遇利率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3ヵ月</td> <td>年 1.50%</td> </tr> <tr> <td>6ヵ月</td> <td>年 1.00%</td> </tr> <tr> <td>1年</td> <td>年 0.15%</td> </tr> <tr> <td>2年</td> <td>年 0.20%</td> </tr> <tr> <td>3年</td> <td>年 0.25%</td> </tr> </tbody> </table>	期間	優遇利率	3ヵ月	年 1.50%	6ヵ月	年 1.00%	1年	年 0.15%	2年	年 0.20%	3年	年 0.25%
期間	優遇利率												
3ヵ月	年 1.50%												
6ヵ月	年 1.00%												
1年	年 0.15%												
2年	年 0.20%												
3年	年 0.25%												
確認資料	<p>※相続により取得した預金等の金額および取得した日が確認できる資料をご持参下さい</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し ・戸籍謄本、被相続人の除籍謄本の写し ・遺言書（公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの）の写し ・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し など 												
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭窓口でのみお預け入れいただけます ・お預け入れは、通帳式（総合口座通帳または定期預金専用通帳）の自動継続式定期預金となります ・相続により取得した金額の範囲内かつ相続手続完了後 1年以内であれば、何回でも利用できます ・相続専用定期預金の預入期間 3ヵ月と 6ヵ月ものの満期金は、預入期間 1年・2年・3年ものに再度お預け入れできます。但し、3ヵ月ものと 6ヵ月ものへ再度のお預け入れはできません 												

3. 取扱開始日

平成 26 年 9 月 24 日（水）

詳細につきましては、別添パンフレットをご覧ください。

以上

本件に関する問合せ先
 推進部窓販営業課 うちやま みるさわ 内山・古澤
 TEL 022-225-8955

ちょっと、うれしいお知らせです♪

給与振込専用 定期預金

適用
金利

スーパー定期(期間1年)
お預け入れ時の店頭表示金利に

プラス

年0.2%

●店頭窓口でのみお預け入れいただけます。 ●給与の受取指定口座は、総合口座通帳とさせていただきます。 ●お預け入れは、給与振込を指定している総合口座通帳の自動継続式定期預金となります。 ●通帳の摘要欄に「給与」と表示されている振込があることが条件となります。 ●市場金利の変動等により、予告なく適用金利の変更または取り扱いを中止する場合があります。

詳しくは裏面をご覧ください。



給与振込専用

定期預金

適用
金利

スーパー定期(期間1年)
お預け入れ時の店頭表示金利

+年0.2%

※特別金利が適用になるのは当初の預入期間のみであり、満期日以後は自動継続時の店頭表示金利となります。

ご利用いただける方	当行に給与振込を指定している個人のお客さま ※通帳の摘要欄に「給与」と表示されている振込があることが条件となります。
対象商品	「スーパー定期預金(単利型)」 ※店頭にて説明書をご用意しております。 ※総合口座通帳内に、自動継続扱いとして作成されます。
お利息の受取方法	満期時一括お受取り方式
お預け入れ金額	10万円以上1,000万円まで
お預け入れ期間	1年
中途解約	上乗せ金利適用期間中に中途解約された場合は、当該金利は適用されず、当行所定の中途解約利率が適用されます。
ご注意	●店頭窓口でのみお預け入れいただけます。 ●給与の受取指定口座は、総合口座通帳とさせていただきます。 ●お預け入れは、給与振込を指定している総合口座通帳の自動継続式定期預金となります。 ●通帳の摘要欄に「給与」と表示されている振込があることが条件となります。 ●市場金利の変動等により、予告なく適用金利の変更または取り扱いを中止する場合があります。 ●詳しくは店頭窓口または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

●お問い合わせ 仙台銀行ハロー資産プラザ

0120-8643-39

お問い合わせ時間/午前9時～午後6時(土・日・祝日を除きます)



じもと HOLDINGS

(平成26年9月24日現在)

託
さ
れ
た
想
い
に
応
え
たい

相続専用定期預金

対象の定期預金にお預け入れいただくと

お預け入れ時の店頭表示金利に

お預け入れ 期間 3ヵ月	+年1.50%	お預け入れ 期間 6ヵ月	+年1.00%
---------------------------	----------------	---------------------------	----------------

お預け入れ期間 **1年**
+年0.15%

お預け入れ期間 **2年**
+年0.20%

お預け入れ期間 **3年**
+年0.25%

詳しくは裏面をご覧ください。

相続専用定期預金

適用金利 お預け入れ時の店頭表示金利に

お預け入れ期間 3ヵ月 +年1.50%

お預け入れ期間 6ヵ月 +年1.00%

お預け入れ期間 1年 +年0.15%

お預け入れ期間 2年 +年0.20%

お預け入れ期間 3年 +年0.25%

※特別金利が適用になるのは当初の預入期間のみであり、満期日以後は自動継続時の店頭表示金利となります。

ご利用いただける方	金融機関(当行以外の金融機関も含む)で相続手続完了後、1年以内に相続により取得した資金を原資としてお預け入れいただける個人のお客さま
対象商品	「スーパー定期預金(単利型)」 「大口定期預金」 ※店頭にて説明書をご用意しております。 ※通帳式・自動継続扱いのみのお取り扱いとなります。
お利息の受取方法	・預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いいたします。 ・預入期間2年以上のものは、中間利払日(預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年毎の応当日)以後および満期日以後に分割してお支払いいたします。
お預け入れ金額	●「スーパー定期預金(単利型)」100万円以上 ●「大口定期預金」1,000万円以上 ※相続により取得した金額が上限となります。
お預け入れ期間	3ヵ月 / 6ヵ月 / 1年 / 2年 / 3年
中途解約	上乗せ金利適用期間中に中途解約された場合は、当該金利は適用されず、当行所定の中途解約利率が適用されます。
確認資料	※相続により取得した預金等の金額および取得した日が確認できる資料をご持参ください。 ・遺産分割協議書の写し ・金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し ・戸籍謄本、被相続人の除籍謄本の写し ・遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済みのもの)の写し ・被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し など
ご注意	●店頭窓口でのみお預け入れいただけます。 ●相続により取得した金額の範囲内かつ相続手続完了後1年以内であれば、何回でも利用できます。 ●相続専用定期預金の預入期間3ヵ月と6ヵ月ものの満期金は、預入期間1年・2年・3年ものに再度お預け入れできます。但し、3ヵ月ものと6ヵ月ものへ再度のお預け入れはできません。 ●市場金利の変動等により、予告なく適用金利の変更または取り扱いを中止する場合があります。 ●詳しくは店頭窓口または下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

●お問い合わせ 仙台銀行ハロー資産プラザ

ハロー資産サンキュー!
0120-8643-39

お問い合わせ時間/午前9時～午後6時(土・日・祝日を除きます。)

 仙台銀行

じもと HOLDINGS 

(平成26年9月24日現在)